

発 行

千葉中央法律事務所
千葉市中央区中央4丁目10番12号
蚕糸会館6階
電話 043-225-4567代
FAX 043-225-1507
<http://www.cbclo.com>

千葉中央法律事務所

ニュース

(題字・童話作家 故斎藤隆介氏)



事務所創立50周年のことし

今年2021年10月1日、私たちの法律事務所は創立50周年をむかえます。この記念すべき年の初めにあたり、あらためて、この間の皆様のご協力に心よりお礼を申し上げます。

私たちをとりまく情勢は、まことに厳しさが増しています。

昨年来の新型コロナ危機は「第3波」の感染拡大が起こっており、なかなか収束の見通しが立たない状況が続いています。今日ほど「政治の役割」が見直されている時はありません。

昨年は、長く続いた安倍政権が菅政権にかわりました。しかし、菅総理は安倍政治の継承・強化をその方針としています。私たちが強く反対してきた「安倍改憲」。「安倍なき安倍改憲」を、国民は決して許してはなりません。「コロナ危機対策」にしても、依然として、国民のいのちと暮らしを守るという政治的基本的責務を全うするものとはなっていません。今こそ私たちは、憲法13条、25条をはじめ、憲法の理念に立った対策を1日も早く実行することを引きつづき求めます。

菅首相による日本学術会議への人事介入は、学問の自由をはじめ、この国の自由と民主主義にとって、重大な挑戦です。私たちは戦前の京大滝川事件や天皇機関説事件を思いおこします。この問題は私たち一人ひとりの自由と民主主義の問題です。説明責任を果させ、任命拒否を撤回させるため、力をあわせたいと思います。

一方、明るい話題も無い訳ではありません。何よりもこの間立憲主義の実現を求める国民的な運動のなかで、野党共闘が進み、政権交代をも展望する時代になっています。また、2017年7月国連で採択された核兵器禁止条約は昨年10月24日に批准国50カ国に到達。90日後の今年1月には発効します。この間、私たちの事務所からもお願いした、「国際署名」運動へのご協力に感謝しつつ、引きつづき、この国が唯一の被爆国として、9条をもつ国として、この条約への参加を求めつづけていきましょう。

また、司法の分野でも、「IT化」をはじめ様々な動きが強まろうとしています。司法の基本的役割は人権保障と正義の実現にあります。この基本を抑えながら、慎重に進んでいかなければなりません。

こうして、事務所創立50周年の今年も、課題が山積しています。

皆様のご協力とご指導を引きつづき心よりお願いし、あわせて、皆さまのご健勝を祈りながら、年の初めのごあいさつといたします。

千葉中央法律事務所

弁護士 高橋 勲	弁護士 高橋 高子	弁護士 白井 幸男	弁護士 守川 幸男
弁護士 藤野 善夫	弁護士 岩橋 進吾	弁護士 井出 達希	弁護士 島貫 美穂子
弁護士 田村 陽平	弁護士 土居 太郎	弁護士 広松 大輝	事務局一同